

## 在外選挙人名簿登録移転申請の未処理による在外選挙人名簿未登録について

令和元年11月8日に緑区選挙管理委員会へ在外選挙人名簿登録移転申請をされた方(A様)の家族より、在外選挙人証が届いていないとの連絡があり、調査したところ、事務の未処理により、未登録であることが判明しました。

同様のケースを確認したところ、令和3年7月27日に申請された方(B様)についても未登録であることがわかり、計2名の方について、今回の衆議院選挙の在外登録が間に合わず、投票ができないこととなってしまいました。

## 1 経緯等

令和3年10月20日(水)

2年前(令和元年11月)に在外選挙人名簿登録移転申請した方(A様)の家族から、A様の在外選挙人証が届かないとの連絡がありました。

A様の在外選挙人名簿登録移転申請の状況について再確認したところ、令和元年11月15日出国予定でA様から受領した申請書類が、執務室書庫内に保管されていることを確認しました。  
令和3年10月21日(木)～22日(金)

A様について、外務省に照会したところ、令和元年12月18日にオンライン届出により外務省に対して在留届が提出済であることが判明しました。

本来、出国後4か月経過前に、外務省へA様からの在留届出の有無を確認し、在外選挙人名簿に登録するべきところ、事務処理を失念し当該申請が無効となり、その旨を御家族を通じてA様に謝罪し、ご理解いただきました。

令和3年10月23日(土)～27日(水)

この案件を受け、在外選挙人名簿に登録されている方の申請書類全件分を調査しました。

調査中に、令和3年7月に受理した申請書1件が未処理であることが判明、この申請者(B様)は令和3年9月1日に在留届を提出されていることを確認しましたので、至急手続を進め、在外選挙人証を交付しますが、今回の衆院選の投票が間に合わなかったことについて、B様に謝罪しました。

## 2 原因

在外選挙人名簿に係る申請書類は、クリアファイルに入れ、所定の書類ボックスに保管されていましたが、事務進捗状況を管理する帳簿を備えていなかったため、職員が客観的に進捗を確認できる体制が不十分でした。

## 3 再発防止に向けた取り組み

今後は事務処理の進捗状況を管理する帳簿を備え、帳簿記載時には責任職を含めたダブルチェックを行い、事務管理を徹底します。

### 【緑区選挙管理委員会 かわむら 河村 よしひで 義秀書記長のコメント】

このたびの事務の未処理により在外選挙人名簿への登録が行われなかった方につきまして、第49回衆議院議員総選挙の投票の機会を失うこととなってしまい、大変申し訳ございませんでした。

今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて事務管理の徹底に努めてまいります。

お問合せ先

緑区選挙管理委員会書記次長(緑区総務課長) 齋藤 龍也 Tel 045-930-2204